

優良産業廃棄物処理業者認定制度の手引き

(廃棄物処理法施行規則第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2及び第10条の16の2に基づく認定制度)

令和2年10月

川 崎 市

1 はじめに (優良産業廃棄物処理業者認定制度の概要)

この制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条等に基づく産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に関して、「産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）」に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定（優良認定）し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とし、更新許可等の際に提出する申請書類の一部を省略することができるものとする等のメリットを付与するとともに、優良基準への適合を確認した旨を許可証に記載することにより、排出事業者等の第三者にその旨を提示できるようにする仕組みです。

この手引きは、優良認定制度における優良基準適合性確認の審査を希望される方が、優良基準に適合している旨の認定申請を行うに当たっての必要な書類及び手続を御案内するものです。

2 優良認定申請を行える時期

優良基準に適合している旨の申請ができるのは、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けて5年以上下記4の優良基準を満たして事業を行っている方が、同区分の更新許可申請を行う場合（当該申請時に5年以上業を営んでいる場合に限る。）です。また、以上の条件を満たしている場合、更新期限を待たずして優良認定の申請を行う事が可能です。

なお、申請書等の提出先は、5ページを参照してください。

3 既存の産業廃棄物処理業者に対する経過措置

優良認定業者として認められるためには、上記2のとおり、原則、産業廃棄物処理業の許可の更新時に、都道府県・政令市による審査を受け、優良基準に適合することの認定（優良認定）を受けることが必要です。一方、別途経過措置が定められ、平成23年4月1日の時点で、既に産業廃棄物処理業の許可を受けている者は、その許可の有効期間の満了日までの間、任意の時点で、都道府県・政令市による審査を受け、優良基準に適合することの確認（優良確認）を受けることができます。なお、優良確認を受けた場合は、その時点で有している許可の有効期限が2年延長されます。

4 優良基準の内容

優良基準に適合していることの認定を申請する方は、以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

(1) 遵法性

産業廃棄物処理業の許可申請の際、従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間（優良認定を受けたものは7年、その他は5年。なお、優良確認の場合は許可の有効期間に関わらず、確認申請日前5年間）又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において特定不利益処分（改善命令、措置命令、事業停止命令等）^{※1}を受けていないこと。

※1 廃棄物処理業に係る事業停止命令、廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令、廃棄物処理施設の設置の許可の取消し、再生利用認定の取消し、広域的処理認定の取消し、無害化処理認定の取消し、廃棄物の不適正処理に係る改善命令、廃棄物の不適正処理に係る措置命令

(2) 事業の透明性

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報^{※2}を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

※2 法人・個人に関する基礎情報、事業計画の概要、産業廃棄物処理業の許可証の写し、運搬施設・処理施設に関する事項、事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図、産業廃棄物の一連の処理の行程、産業廃棄物の受入量・運搬・処分量等、産業廃棄物処理施設の維持管理状況、焼却施設における熱回収実績、直前3年間の財務諸表、処理料金の提示方法、業務を所掌する組織・人員配置、事業場の公開の有無・公開頻度→ 詳細は6～9ページを参照してください。

事業の透明性に係る基準に適合するには、次のとおり、申請前の一定期間、必要事項を公表することが必要になります。

【事前情報公表期間】

	場合	事前情報公表期間
1	優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間
2	優良確認の申請をする場合	優良確認の申請の日前6月間
3	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間
4	優良確認を受けた者が、優良確認を受けた後初めて優良認定の申請をする場合	優良確認を受けた日から当該更新の申請の日までの間

なお、公表事項の記載内容については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」及び、本書6ページの「インターネットにおける公表事項」を参照してください。

(3) 環境配慮の取組

ISO14001 又はエコアクション 21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていること。

(4) 電子マニフェスト

廃棄物処理法に基づき指定された「情報処理センター」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター。以下「日廃振センター」という。）が運営する電子マニフェストシステム（通称：JWNET）に加入しており、排出事業者から要望があった場合に電子マニフェストが利用可能であること。

(5) 財務体質の健全性

財務体質が健全であることの証明として、以下に掲げるすべての基準に適合していること。

	基準	概要
1	自己資本比率	直前3年の各事業年度における自己資本比率が0以上であること 直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること
2	営業利益金額等	前事業年度における損益計算書の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却の額を加えて得た額が0を超えること。
3	経常利益金額等	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること
4	税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
5	維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること

5 優良認定・優良確認の申請に必要な書類

	書 類	要否（○：必要）	
		優良認定	優良確認
①	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	○	○
②	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類	○	○
③	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類	○	○
④	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類	○	○
⑤	税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類	○	○
⑥	優良基準適合確認申請書		○
⑦	現に受けている産業廃棄物処理業の許可の許可証の写し		○
⑧	直前三年事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（現に受けている許可の申請書に添付したものを除く。）		○

優良認定申請の際には、不足書類のないようにお願いします。書類不備の場合は、優良認定申請を受付できないことがあります。

(1) 書類の作成者について

上表の書類については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という）第9条の2第4項（産業廃棄物）又は第10条の3第3項（特別管理産業廃棄物）に規定する者であれば申請者でなくても作成が可能です。

(2) 必要書類の説明

① 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面

一定期間、特定不利益処分を受けていないことを申請者が誓約する書面。「第1号様式」をご使用ください。

② 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

以下のいずれかをご提出ください。

- ・(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」により情報を公表・更新している場合には、同ウェブサイト上で発行されるその旨を証明する書類
- ・「産廃情報ネット」以外で、申請者である産業廃棄物処理業者が利用できるホームページにより情報を公表・更新している場合には、情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの

③ 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

I S O14001 認定証、エコアクション 21 認定証等

④ 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

情報処理センターである(財)日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写し

⑤ 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

I. 国税を滞納していないことを証する書類

国税（法人税及び消費税）及び地方消費税については、税務署長が交付する納税証明書（又はその写し）

- II. 都道府県税を滞納していないことを証する書類
都道府県税（道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税）については、都道府県税事務所長等が交付する納税証明書（又はその写し）
 - III. 市町村税を滞納していないことを証する書類
市町村税（市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）については、市町村長等が交付する納税証明書（又はその写し）
 - IV. 社会保険料を滞納していないことを証する書類
 - i 年金事務所長等が発行する社会保険料納入確認書（又はその写し）
 - ii 申請者が、国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者（市町村及び特別区又は国民健康保険組合）が発する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては、納税証明書）等の写し
 - V. 労働保険料を滞納していないことを証する書類
地方労働局長等が発行する労働保険料納入証明書（又はその写し）
- ※ 納税証明については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降のもの。社会保険料納入確認書等については、過去2年間のもの。労働保険料納入証明書については、過去3年間のもの。

- ⑥ 優良基準適合確認申請書 【優良確認の申請の場合のみ】
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年1月28日環境省令第一号）附則に定める「優良基準適合確認申請書」を使用してください。
- ⑦ 現に受けている産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写し 【優良確認の申請の場合のみ】
優良確認を受けようとする都道府県・政令市において受けた産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写し
- ⑧ 直前3年の各事業年度における財務諸表 【優良確認の申請の場合のみ】
直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

6 申請書類の提出

上記必要書類が揃いましたら、川崎市役所第三庁舎16階廃棄物指導課まで提出してください。

7 許可申請において省略できる添付書類

審査後、優良基準に適合していることが認定又は確認された申請者の方は、以下の区分に従って、許可申請の際に次に掲げる添付書類を省略することができます（他の添付書類は省略できません）。

【産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請の場合】

- ① 申請者が法人である場合には、直前3年分の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ② 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為の写し

【産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可申請の場合】

- ① 申請者が法人である場合には、直前3年分の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ② 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為の写し

③ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

8 優良基準適合性確認の旨の許可証への記載と公表

申請により優良基準への適合が認定又は確認された場合は、許可証に優良基準への適合性を確認した旨が記載されるとともに、申請者の方の氏名又は名称、確認年月日、許可番号、公開情報が閲覧できるホームページアドレス等について基準への適合を確認した自治体のホームページで公表します。

9 優良基準に適合しなくなった場合における申出義務

優良基準に適合していることの認定又は確認を受けた方が優良基準に適合しなくなったときは、速やかに優良基準不適合申出書（第4号様式）を提出しなければなりません。

10 問い合わせ先及び申請書等の提出先

川崎市	川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1（川崎市役所第3庁舎16階） 電話 044-200-2593 FAX 044-200-3923
-----	---

インターネットにおける公表事項

1 法人・個人に関する基礎情報

① 申請者が法人である場合には、名称、事務所又は事業場の所在地、設立年月日、資本金又は出資金、代表者等（役員及び令第6条の10に規定する使用人を含む。）の氏名及び就任年月日、及び事業（他に産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業を含む。）の内容（名称、資本金又は出資金及び事業の内容を変更した場合にあつては、変更履歴を含めて公表しなければならない。）

② 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）

※ 情報の更新は、上記内容の変更の都度（代表者等の氏名等については一年に一回以上）とします。

※ この基準は、収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

2 事業計画の概要

他に産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業に関する事業計画を含みます。

具体的には、事業の全体計画、収集運搬・処分する産業廃棄物の運搬量・処分量、収集運搬・処分業務の具体的な計画、環境保全措置の概要等を掲載してください。

※ 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。

※ この基準は、収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

3 産業廃棄物処理業の許可証の写し

他に産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写しを含みます。

※ 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。

※ この基準は、収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

4 運搬施設・処理施設に関する事項

① 産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可について優良認定・優良確認を受ける場合は、当該許可を受けている都道府県又は政令市以外において営む事業に関するものも含め、全国において事業の用に供する産業廃棄物の運搬施設に関する以下の情報を公表する必要があります。

I 運搬施設の種別及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況

II 積替え保管を行う場合には、積替え保管の場所ごとの所在地、面積、積替え保管を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限

※ 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします（Iについては1年に1回以上）。

② 産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業の許可について優良認定・優良確認を受ける場合は、当該許可を受けている都道府県又は政令市以外において営む事業に関するものも含め、全国において事業の用に供する産業廃棄物の処理施設ごとに、当該施設に関する以下の情報を公表する必要があります。

・設置場所

・設置年月日

・当該施設の種別

・当該施設において処理する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その

旨を含む。)

- ・処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量）
- ・処理方式
- ・構造及び設備の概要
- ・当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、許可証の写し（みなし施設の場合は不要）

※ 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。

5 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図

- ① 事業場内で産業廃棄物がどのような工程を経て処理されているかについて説明するものです。産業廃棄物の種類に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、熔融、洗浄、コンクリート固型化その他の単位処理工程がどのような順序で実施されているかについて、単位処理工程をひとつのブロックとしたブロック図等で記載します。単位処理工程の名称については、メーカー固有の呼称を用いず、できるだけ一般的なものを用いてください。
- ② 廃棄物の受入から処理、さらには排ガス、排水、残さ物を処理し事業場外へ排出する工程までをすべて記載してください。例えば、焼却処理を行う施設の場合には、焼却灰等の処理フローを含み、廃油、廃液、汚泥等の処理施設の場合には、汚泥等の処理フローを含みます。

※ 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。

6 産業廃棄物の一連の処理の行程

公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの1年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）についての情報が対象です。

- ① 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量
- ② 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量
- ③ 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量
- ④ 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法
- ⑤ 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法

※ マテリアルフロー図を作成してください。

※ 情報の更新は、1年に1回以上とします。

7 産業廃棄物の受入量、運搬・処分量等

- ① 公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）についての情報が対象です。
- ② 法に基づき産業廃棄物処理業者が保存することとされている帳簿の記載事項のうち、産業廃棄物の受入量、運搬・処分量、処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量について、産業廃棄物の種類ごとに、会社全体として集計し、これを記載してください。
- ③ 「受入量」とは、排出事業者から実際に引渡しを受けた産業廃棄物の量、「運搬量」とは、運搬先へ運搬した量を指します。「運搬方法」については、運搬車、運搬船、鉄道等に分類します。積替保管施設等で有価物の分別・販売を行った場合等に、受入量と運搬量の間に差が生ずることは差し支えありません。

※ 情報の更新は、1年に1回以上とします。

8 産業廃棄物処理施設の維持管理状況

- ① 公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間における産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が対象です。
 - ② 公表の対象となる施設は、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可が必要とされる次の施設です。
(1)焼却施設 (2)ガス化改質方式の焼却施設 (3)電気炉等を用いた焼却施設 (4)廃石綿等熔融施設 (5)PCB処理施設 (6)遮断型最終処分場 (7)安定型最終処分場 (8)管理型最終処分場
 - ③ 公表すべき事項は、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者が、法第15条の2の3第2項の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならないこととされている当該施設の維持管理の状況に関する情報のうち、「処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量」、「焼却施設等における燃焼ガス温度や一酸化炭素濃度の連続測定記録」等を除いたものです。
- ※ 情報の更新は、1年に1回以上とします。

9 焼却施設における熱回収実績

- ① 公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間における熱回収の実績が対象です。
 - ② 公表の対象となる施設は、産業廃棄物の焼却施設であり、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可が必要とされる焼却施設以外の焼却施設を含みます。熱回収の実績は、対象となる焼却施設ごとに集計し、公表する必要があります。
 - ③ 熱量及び電気の量については、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」（平成23年2月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に掲載された方法を参考として計測することとし、これ以外の方法により計測する場合については、できる限り当該計測方法及びそれを採用している理由等をあわせて明示してください。
- ※ 情報の更新は、1年に1回以上とします。

10 財務諸表

- ① 公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）において作成されている直近3事業年度分の財務諸表が対象です。
 - ② それぞれの書類の内容は、以下のとおりです。詳細な作成方法については、会社法、会社計算規則等の関係法令を参照してください。
 - (1) 貸借対照表は、決算期における法人の有する資産、負債及び純資産を適切な区分に従って記載し、法人の財産状態を明らかにするものです。
 - (2) 損益計算書は、法人の1事業年度内において発生したすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載し、法人のその事業年度内の経営成績を明らかにするものです。
 - (3) 株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の1事業年度における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である「株主資本」の各項目の変動事由を明らかにするものです。
 - (4) 個別注記表は、株式会社の財産・損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして、重要な会計方針や、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書に関する注記等を記載するものです。
- ※ 情報の更新は、1年に1回以上とします。
- ※ この基準は、収集運搬業者にも処分業者にも適用されますが、対象は法人のみです。

11 処理料金の提示方法

料金表・料金算定式により産業廃棄物の処理料金を提示している場合における当該料金表・

料金算定式や、産業廃棄物の種類や性状によって個別に見積もりを行った上で産業廃棄物の処理料金を提示している旨を掲載してください。ただし、個別見積りによる場合は、見積り料の有無など見積り条件についても併せて掲載することが必要です。

※ 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。

※ この基準は、収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

12 業務を所掌する組織・人員配置

「業務を掌握する組織」については、経理、総務、営業、施設等の部門単位で社内組織を記載するとともに、それぞれの部門ごとの人員配置を記載してください。ここで、「人員」については、正社員のみのか、派遣社員・アルバイト等を含む数かを明示してください。また、兼務職員については、主たる部門に計上し、両部門に計上その他記載に当たってのルールを明示してください。

※ 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。ただし、人員配置の変更については1年に1回以上とします。

※ この基準は、収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。

13 処分後の廃棄物の持ち出し先の情報を開示することの可否

(特別管理) 産業廃棄物処分業者が、処分後の廃棄物の持出先(氏名又は名称及び住所)の予定を、当該処分業者に廃棄物の処分を委託しようとする者に対して開示することの可否を公表する必要があります。なお、情報の開示そのものではなく、情報の開示の可否について公表していれば問題ありません。

14 事業場の公開の有無・公開頻度

① 事業場を公開している場合には、例えば、「年1回」、「申し込みに応じて随時」等の公開の頻度について記載をしてください。事業場を公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載してあれば基準適合となります。

② 事業場の公開の対象は、「事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者」であり、事業場の周辺地域に居住する住民などがこれに該当します。したがって、これらの者に事業場の公開をしている場合は、不特定多数の者に公開していなくとも、事業場の公開をしているとして差し支えありません。

※ 情報の更新は、上記内容の変更の都度とします。

※ この基準は、収集運搬業者にも処分業者にも適用されます。